

**注意事項**

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
救急搬送証明書の交付	パートナーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を親族として取扱うこととし、証明書を交付する。	○		受理証明書や受理証明カード等の写しの提出が必要	消防署・本署 救急担当 0533-89-9751
り災証明書の発行	パートナーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を契約者の親族として取扱うこととし、り災証明書を発行する。	○		受理証明書や受理証明カード等の写しの提出が必要	消防本部予防課 予防担当 0533-89-9682
墓園利用継承許可申請	豊川市墓園管理規則第10条に規定する豊川市墓園利用権承継許可申請において、「利用者との続き柄を証明する書類」として受領証カードの写し等を添付することで、承継人となることができる。	○		受理証明書や受理証明カード等の写しの提出が必要	環境課 0533-89-2141